

様式第3号 (第5条関係)

政務活動費収支報告書

令和2年 4月13日

盛岡市議会議長 遠藤 政幸 様

議員氏名 工 藤 健 一



盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項 (第2項) の規定により、令和元年度の政務活動費の収入及び支出について別紙のとおり報告します。



別紙

1 収支の状況

項 目		金 額	主たる支出の内訳
収入	政務活動費 ①	600,000 円	
支 出	調査研究費	38,731 円	
	研修費	10,000 円	市政調査会拠出金
	広報費	134,775 円	
	広聴費	円	
	会議費	円	
	資料作成費	円	
	資料購入費	44,293 円	書籍購入
	人件費	円	
	事務所費	192,000 円	事務所賃貸料 4月～3月分
	支出合計 ②	419,799 円	
差引残余 ①－②		180,201 円	



政務活動費出納簿

【令和元（平成31）年度分】

（単位：円）

年月日	内容	収入額	支出額	支出額の内訳									
				調査 研究費	研修費	広報費	広聴費	会議費	資料 作成費	資料 購入費	人件費	事務所費	
R1.12.6	事務所借り上げ料 (12月分)		16,000										16,000
R1.12.30	新聞の購読料 (1紙分)		3,400								3,400		
R2.1.6	事務所借り上げ料 (1月分)		16,000										16,000
R2.1.30	新聞の購読料 (1紙分)		3,400								3,400		
R2.2.6	事務所借り上げ料 (2月分)		16,000										16,000
R2.2.28	新聞の購読料 (1紙分)		3,400								3,400		
R2.3.2	調査研究活動に係る 書籍の購入費		29,700								29,700		
R2.3.6	事務所借り上げ料 (3月分)		16,000										16,000
R2.3.30	新聞の購読料 (1紙分)		3,400								3,400		
小計				38,731	10,000	134,775	0	0	0	44,293	0	192,000	
累計		600,000	419,799	残高（収入額累計－支出額累計）				180,201円					

政務活動費支出簿

使途項目	調査研究費
------	-------

支出年月日	支出金額	摘要	備考
R1. 11. 3	477 円	視察先手土産	
R1. 11. 5	6,500 円	視察山形市宿泊料	
R1. 11. 6	8,320 円	視察先秋田市宿泊料	
R1. 11. 14	23,434 円	視察貸切バス代	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	38,731 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	調査研究費	支出日	R1.11.3
------	-------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	6,436	円
支出按分率（※按分が必要な場合）	27分の2	
政務活動費支出金額	477	円

【支払概要】 盛友会 R1.11.5~7 湯沢・山形・秋田行政視察  
 視察先手土産 ※ 領収書原本は大石議員保管  
 参加議員14名で案分（3日目の秋田視察不参加の議員1名は半額計上）  
 477円×13名=6,201円 238円×1名=238円 計6,439円 ※ 端数3円は大石議員から減算  
 参加議員  
 竹田浩久、村田芳三（3日目不参加）、菊田隆、天沼久純、藤澤由蔵、後藤百合子、櫻裕子、  
 中野孝之助、工藤健一、千葉伸行、浅沼克人、田山俊悦、大石仁雄、小笠原秀夫

領収書等添付欄  別紙に添付

0000-9837

2019年11月 3日日曜日

領 収 証

盛友会

様

¥6,436-

(消費税 ¥476) 軽減税率対象

但し、おなご心代として  
 老舗白沢せんべい店株式会社

盛岡市棚屋町2-16  
 TEL019-622-7224

担当者



領収証No 2348

\*保管上のお願い  
 財布等で保管置く場合、印刷面を内側に折って保管願います。

政務活動費支払伝票

使途項目	調査研究費	支出日	R1.11.5
------	-------	-----	---------

支払証拠書類の額面金額	6,500 円
支払按分率 (※按分が必要な場合)	
政務活動費支出金額	6,500 円
<b>【支払概要】</b> 盛友会 R1.11.5~7 湯沢・山形・秋田行政視察 11月5日 山形市宿泊代 コンフォートホテル山形	

領収書等添付欄	◇ 別紙に添付
---------	---------

**領 収 書**  
Receipt

NOG 1703811

盛友会 工藤 健一 様

収入  
印紙

<b>金額</b>		百万		千	円	
				¥ 6 5 0 0		※

内消費税 ¥591-

但し 1/5 ~ 1泊 3 宿泊代として

西暦 2019 年 11 月 5 日

上記正に領収いたしました。

**コンフォートホテル山形**  
 〒990-0039 山形県山形市香澄町1丁目3-12  
 TEL 023-615-4122  
 FAX 023-615-4118

0	現金	
	クレジット	
	クーポン	
0	宿泊料	
	食事代	
	電話料	
	駐車料	
	会議室料	
	売掛金	

発行店

株式会社 **グリーンズ** 三重県四日市市鞆の森1-4-28 ユマニテックプラザ5階  
 〒510-0074 Tel. 059-351-5593 (代)

01.11.05  
 領収印  
 山形県山形市

扱  
者

政務活動費支払伝票

使途項目	調査研究費	支出日	R1. 11. 6
------	-------	-----	-----------

支払証拠書類の額面金額	8,320 円
支払按分率 (※按分が必要な場合)	
政務活動費支出金額	8,320 円
<b>【支払概要】</b> 盛友会 R1. 11. 5~7 湯沢・山形・秋田行政視察 11月6日 秋田市宿泊代 ダイワロイネットホテル秋田	

領収書等添付欄	◇ 別紙に添付
---------	---------

No 186977

盛岡市議会 盛友会

領 収 書 \_\_\_\_\_ 工藤 健一 様

金額 

--	--	--	--	--	--	--	--

 ¥ 8 3 2 0 ※

※金額を訂正したものは無効です

但し ご宿泊代 駐車場代 その他 \_\_\_\_\_ として  
 上記の金額正に領収致しました


収入印紙

2019年 11月 6日

現金(¥ 8,320-) クレジット(¥ \_\_\_\_\_ )

ダイワロイヤル株式会社  
 ダイワロイネットホテル秋田  
 〒010-0921 秋田県秋田市大町2丁目2-41  
 Tel 018-883-0500 Fax 018-883-0522

発行者





## 政務活動費支払伝票

使途項目	調査研究費	支出日	R1. 11. 14
------	-------	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	320,260	円
支出按分率(※按分が必要な場合)	41分の3	
政務活動費支出金額	23,434	円

【支払概要】	盛友会 R1. 11. 5~7 湯沢・山形・秋田行政視察
貸切バス代(319,710円)および振込手数料(550円)	※ 領収書原本は大石議員保管
参加議員14名で案分(3日目の秋田視察不参加の議員1名は3分の2を計上)	
23,434円×13名=304,642円 15,622円×1名=15,622円 計320,264円	
参加議員	※ 端数4円は大石議員から減算
竹田浩久、村田芳三(3日目不参加)、菊田隆、天沼久純、藤澤由蔵、後藤百合子、櫻裕子、中野孝之助、工藤健一、千葉伸行、浅沼克人、田山俊悦、大石仁雄、小笠原秀夫	

領収書等添付欄	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	---



## 視 察 等 概 要 書

議員氏名 工藤健一

会 派 名	盛友会
実 施 日	令和元年11月5日～7日
参 加 者	竹田浩久、村田芳三、菊田隆、天沼久純、藤澤由蔵、 後藤百合子、櫻裕子、中野孝之助、工藤健一、千葉伸行、 浅沼克人、田山俊悦、大石仁雄、小笠原秀夫
視察先および 調査項目	①湯沢市 ゆざわ発新しい働き方推進事業について 温泉熱や地熱温水の利用事業について ②山形市 旅籠町賑わい拠点「gura」について ③秋田市 新庁舎建設事業について 総合環境センターについて
視察の概要 および所感	①湯沢市 ○ゆざわ発新しい働き方推進事業について ※地方創生事業によりH27～H30に導入した。 目的は、・専門性の高い人材育成 ・多様な就労機会の創出 ・市民所得の向上 →働き方改革の一環で、クラウドソーシングがメインであるが、市ではその仕組みをPRし、講習会を重ねた。企業と興味を持つ個人の努力によって、現在40人弱の方々が続けている。地方においては先駆的な取り組みであり、多いに参考とすべき取り組みと思われる。 ○温泉熱や地熱温水の利用事業について ※第2次農業改善事業により導入した地熱利用農産加工所と地熱熱水利用温室により、完全無添加の乾燥野菜の実現と地熱活用による低コスト化で周年栽培を実現。 →地の利を生かし、産地間競争に打ち勝つことを目的に取り組んでいるもので経営基盤の安定を図りながら市場の確保も図られている。 ②山形市 旅籠町賑わい拠点「gura」について ※市民から寄贈を受けた石倉、土蔵3つの空間を「食」「デザイン」「人」が集まる街なかの中心施設とし観光を推し進めている。 →旅籠町の中心地を、歴史・文化・伝統工芸を凝縮した形の施設を配置し、観光の中心として来訪者の増大を図っていることは見習うことが多いに感じた。 ③秋田市 新庁舎建設事業について 総合環境センターについて →新庁舎建設までの約30年の取り組みの説明を受け、解決して行かなければならない問題課題が明確に意識され、改めて考えさせられました。
【添付資料】	

## 視察報告書

文責 小笠原秀夫

- ① 日時 令和元年11月5日
- ② 秋田県湯沢市 湯沢市役所
- ③ 視察項目 ・ゆざわ発新しい働き方推進事業について  
・温泉熱や地熱温水の利活用事業について
- ④ 対応者 湯沢市議会 佐藤功平 議長  
湯沢市産業振興部 商工課長 高橋優功氏  
湯沢市産業振興部 農林課農業振興班長 [REDACTED] 氏
- ⑤ 概要

### (1) ゆざわ発新しい働き方推進事業について

専門性の高い人材育成・多様な就労機会の創出・市民所得の向上を目的として、平成27年度から平成30年度まで本事業を実施した。

総事業費は179,651,240円、財源は地方創生先行型交付金102,029,000円、過疎地域等自立活性化交付金10,000,000円、一般財源から約6,700万円となっている。

事業内容として、クラウドソーシングの導入支援事業を主催した。

クラウドソーシング普及啓発・ワーカー育成・ワーカースキルアップ・ワーカーコミュニティ支援等を行った結果、実績として育成ワーカー148人、うち実際にクラウドソーシングを活用したワーカー123人、うち継続的にクラウドソーシングを活用しているワーカー38人となっている。

#### ・事業の効果

- ① 専門性の高い人材の育成・・・効果がなかった
- ② 多様な就労機会の創出・・・ある程度の効果があった
- ③ 市民の所得向上・・・効果がなかった

#### ・質疑

Q：育成ワーカー148人、活用したワーカー123人、継続的に活動しているワーカー38人と減っているが要因は何か？

A：地域性もあるだろうし、もともとクラウドソーシングは独自にできるものなので、この事業がなくてもやっている人がいるのだろう。

Q：発注する事業者や仕事内容については？

A：継続しては発注する事業者は7社、仕事内容は文字おこしなど簡単な作業が多い。

Q：目標設定はどうだったか？議会の評価はどうだったか？

A：セミナーを受けた人のうち実際に活用した人の目標を60%と設定

したが、148人中123人と行くことでこれは達成した。継続的に活用する人数を35%に設定したが38人/148人で達成できなかった。議会からの評価はこの事業については直接なかった。

Q:発注者と受注者間において品質等の面でトラブルはなかったか?

A:支援事業者がワーカーのスキルに応じて仕事を紹介し、成果物についても最終チェックを行ったため、大きなトラブルはなかった。

Q:委託事業者は地元事業者か?

A:最初の3年間は(株)パソナテックで最後の1年は山形に本社を置き、湯沢市内にオフィスを持つTソリューションズ(株)であった。

Q:この事業を始めたきっかけは?

A:国の地方創生政策・補助金に、当時の副市長が意欲を示した。

Q:継続的に活用している38人の動向は?

A:安定的に稼いでいる人は少ない。稼いでいる人はもともとスキルのある人だった。

## (2) 温泉熱や地熱温水の利活用事業について

### ① 湯沢市皆瀬地熱利用農産加工所

産地間競争に打ち勝つ農産物を地熱水により乾燥・加工等を行い、経営基盤の確立と市場の確保を図る目的で行われている。

昭和55年12月に竣工し、事業費は国庫補助金30,202千円、旧皆瀬村負担33,856千円、計64,058千円。運営は皆瀬農産加工所利用組合が行っており、平成23年度からは指定管理制度が導入されている。

利用組合はもともとあった複数の農家の女性グループと施設利用者を再編し、地域における域外の場としても重要なものとなっている。

主な加工物は「切り干し大根」等で道の駅などで販売されている。

加工所の利用率は約90%で切り干し大根の時期である冬場の利用が多い。

### ② 湯沢市皆瀬地熱温水利用温室

昭和60年3月に竣工し、事業費は135,000千円で皆瀬村農協が主体。国費は二分の一。栽培作物はみつば・小ネギ・トマト。

ローソンと共同で平成26年度から平成29年度まで「地熱活用低コスト型周年農業実証を実施した。

実証の結果、ハウス内の気温、地温とも温度差が大きく、特に冬場は効果がみられる。しかし初期費用が高額となるため、他の手段と比較しての有効性には疑問が残る結果となった。

トマト以外にもパクチー・ミント・クレソン・バジル・サンチュ・ほうれん草・春菊など、試験栽培を行ったが、冬期間の日照不足やハウス内温度の調整の困難さ、流通コストの負担の大きさなど、課題が多い。

質疑

Q：トマトの味の評価は？

A：悪くはないが高い評価でもなかった。

Q：収穫量と出荷量のギャップが大きい要因は？

A：収穫量に対して販売先・需要が少なかった。冬季の生産実証だったので、販売先まで考慮していなかった。

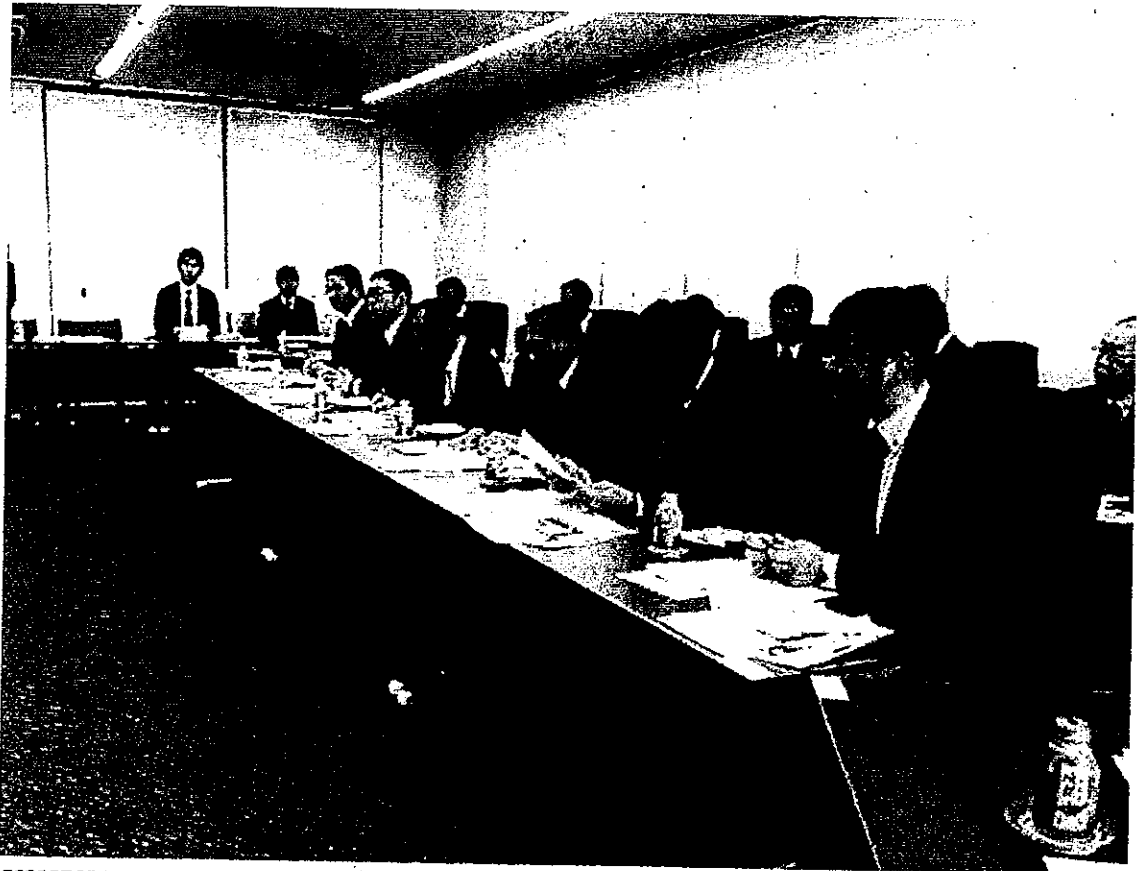
等々

### (3) まとめ

働き方推進事業については、多額の税金を投入して行われた事業であったが、得られた効果については疑問が残るものであったと言わざるを得ない。

このような事業の際には綿密な市場調査、市民のニーズ調査等が行われ、さらに計画の実施後も定期的に効果の測定や見直しを行わなければならないと思いました。

温泉熱や地熱温水の利活用事業についても、実証によって得られた結果を十二分に研究・活用し、市民の所得向上や生産性の向上につなげられるよう努力されなければならないと強く感じました。



## 山形市視察報告書

1. 日時 ・ 令和元年 11 月 6 日 (水) 10:30~12:30
2. 場所 ・ 旅籠町にぎわい拠点「gura」(ぐら)
3. 視察項目 ・ 山形中心市街地活性化の取組みについて  
・ 旅籠町にぎわい拠点「gura」による地域活性化について
4. 対応者 ・ 山形市商工観光部山形ブランド推進課  
主幹 街なか・商業グループリーダー 池野 晃央氏  
・ 株式会社旅籠町開発 代表取締役 後藤 寛典氏
5. 視察内容  
(1) 山形中心市街地活性化の取組み … 山形市ブランド推進課 池野晃央氏

### ①山形市の特徴

- ・ 人口 249,743 人、面積 381.58 km<sup>2</sup>、明治 22 年市制施行 (130 周年)
- ・ 山形市は、最上川の舟運により発達した蔵の街。中心市街地を流れる 5 つの堰が特徴である。
- ・ やまがた舞子が市内 4 カ所の料亭を中心にお座敷を彩っている。

### ②課題

- ・ 市内の北部、南部に、イオンやコストコといった大型店が立地しているほか、仙台まで約 60 km (車で約 1 時間) と近接し、1 日に約 80 往復の高速バスが走っていることもあり、中心市街地の空洞化が深刻である。



### ③中心市街地活性化基本計画による取組み

- ・ 第 1 期 (平成 20 年 11 月~26 年 10 月)  
山形まるごと館「紅の蔵」、山形まなび館、七日町御殿堰、という 3 つの新名所づくりを中心に、活性化を図った
- ・ 第 2 期 (平成 26 年 11 月~令和 2 年 3 月)  
「歴史や文化を活かした、山形の魅力あふれるまちづくり」をテーマに、とんがりビルや gura などのリノベーション物件による活性化や、街なか出店サポート事業、街なか情報発信事業を展開している。





(2) 旅籠町にぎわい拠点「gura」 … (株)旅籠町開発 後藤 寛典氏

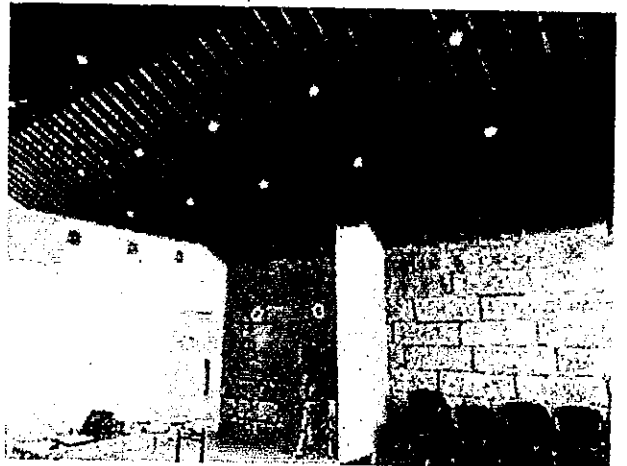
①施設概要

- ・平成29年にプロジェクトがスタートし、30年3月にオープン。
- ・市所有地に立地している石造りの建造物をリノベーションして、商業施設を展開。敷地の公園スペースと相俟って、街なかの活動空間、癒し空間を創出している。
- ・事業は、レストラン、クラフトストア、貸しホール・広場を運営。マルシェ・フリーマーケット・移動販売・ウェディングなど、多様なイベントで利用されている。

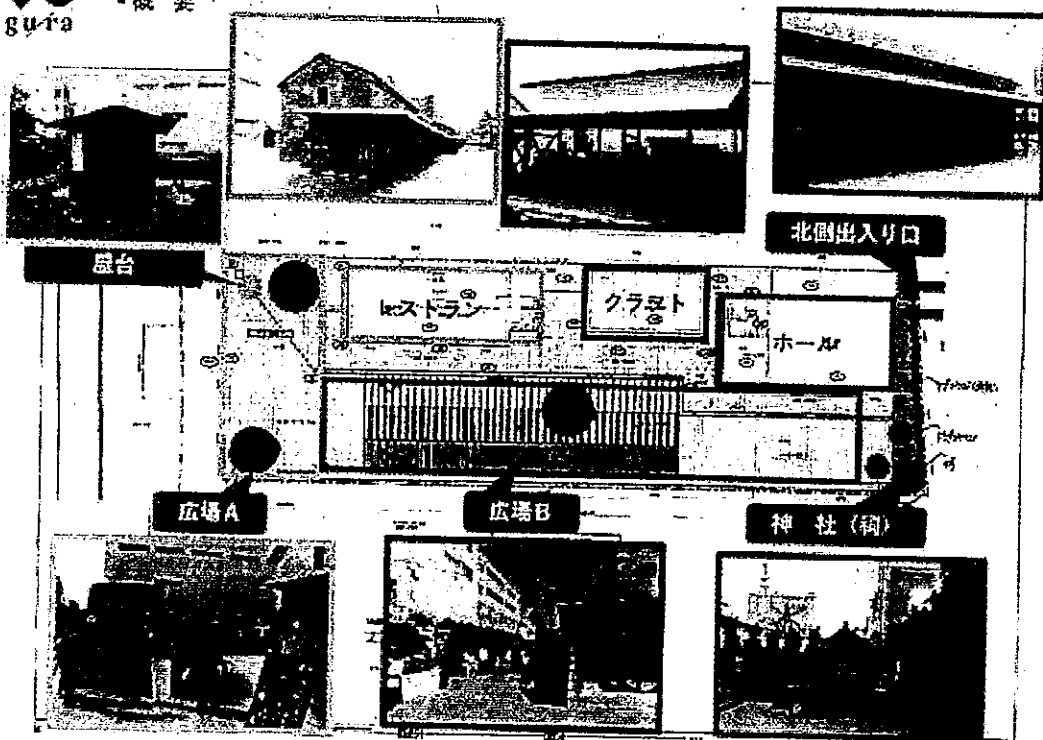


②こだわり

- ・マネジメントは、山形建設(株)、山形パナソニック(株)から集結。プロジェクトには、建設、デザイン、クラフト、企画、マネジメントなど、各専門分野のクリエイターの協力によりプロデュース。
- ・レストランの食材は地元産品が中心。山形県内農家と提携し、付加価値の高い料理を提供している。
- ・クラフトストアは、山形の伝統工芸品、日用品に伝統工芸の技術を取り入れた商品などを展示販売しているほか、来店客向けのワークショップも行っている。



概要



- ・貸しホールは、石蔵の重厚感のある雰囲気を残しており、各種イベントに活用されている。

## (2) 質疑応答

### 【中心市街地】

Q：中心市街地のゾーニング、グランドデザインについては、具体的に市民にもわかりやすいマップ等で示されているか。

A：市のHPに公開し、わかりやすく表現している。ほか、エリアマネジメントを行い、新規出店等の際には、街のゾーニングに基づき、出店業種に即して、ふさわしい出店場所の誘導を行っている。

Q：老舗百貨店大沼についての影響は。

A：ファンド会社の経営不振に影響された面はあったものの、催事を行うと、相応の集客が確保できている。

Q：中心市街地の活性化計画の成果指標である、歩行者・自転車通行量、街なか観光客入込数を、どのように把握しているか。

A：歩行者・自転車通行量は、とある土・日に実測し、その2日間の平均値を算出している。街なか観光客入込数は、主な商業施設のレジ打込件数や、観光施設の入場者数を基礎データとして算出している。

Q：ふるさと納税は、地元経済に寄与しているか。

A：ふるさと納税の返礼品としては、地元の大沼経由のものがそれほど多くなく、寄与度は低いものと認識している。

Q：街なかイベント開催に関し、工夫していることは。

A：山形エリアマネジメント協議会を設立し、街なかイベントを同日、同時期に開催するよう調整を行っている。近年の道路改修により、歩行者天国にしやすい道路網が整った。

### 【gura】

Q：市からの土地賃貸料は

A：いわゆる使用貸借であり、無料である。

Q：各クリエイターは、どういった場面で関与しているか。

A：東北芸術工科大学（本部：山形市）とアドバイザー契約を締結し、同大学の橋渡しにより、各専門分野のクリエイターを集結させた。その多くはイニシャル契約（立ち上げまでの場面）であるが、ブランディングを担っている土屋勇太氏のみ、ランニング契約を交わし、都度都度関与してもらっている。

Q：貸しホール・広場の利用料は

A：多目的ホールは平日1,000円/h、土日2,000円/h、広場は1日100千円。ほか、機材貸出料を別途設定している。

Q：広報PRはどのように行っているか

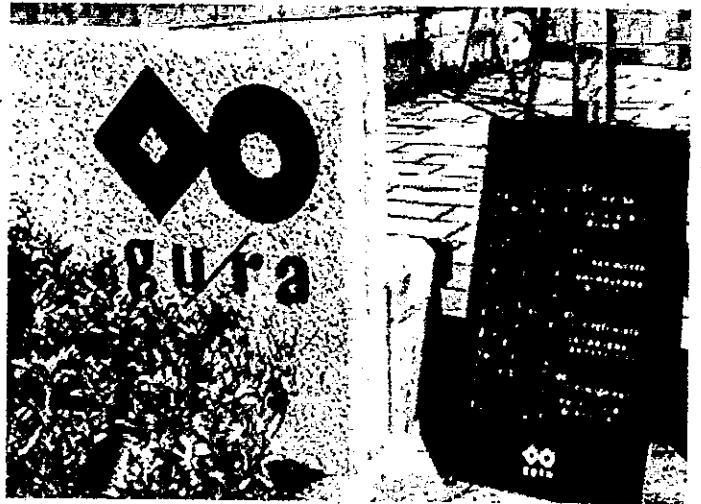
A：雑誌等のメディアも若干活用しているが、インスタグラム、LINE、フェイスブックなどのSNSによる発信を中心に行っている。

Q：施設の名称、ロゴマークの意味は。

A：蔵を活用していることから、グラ。グラッと心を揺さぶる、という意味も含めている。ロゴマークは、蔵の文様をモチーフとしている。

Q：レストランのメインターゲットをどのように設定しているか。

A：昼食タイムは、もともとビジネス層を狙っていたが、結果的に女性層が圧倒的である。夜は、地元のビジネス層が多く、宴会などでも利用されている。



Q：雪対策はどのように行っているか

A：雪についてはそのまま、自然対応。子どもたちが喜ぶほか、インバウンド対応としても有効である。

Q：山形市は、この事業にどのように関わっているか。

A：市は地主であるものの、事業展開は事業者任せにしている。むしろ、市の行事でも活用してもらっている「ユーザー」である。

### (3) まとめ

山形市の商業環境は、大型店が近接し、かつ仙台との往復も便利であることから、市街地の空洞化に対する危機意識が強い。これに対し、地元の歴史や文化、伝統を活かした街づくりを行っているという点では、盛岡と共通しているが、決定的に異なるのは、エリアマネジメントが確立しているということである。中心市街地エリアにおけるゾーンの性格付けを明示しながら、エリアマネージャーが緩やかに業種誘導を行うなかで、ゾーン別の個性を最大限に発揮させながら、中心市街地の魅力を創出させようという姿勢が明確になっている。

また、リノベーションによる活性化についても取組みを推進しており、元々の地元の財産を壊すことなく、これを街の個性としてどのように発信するか、という点も工夫しているほか、必要な場面にはその道のプロにも関与してもらいながら、街の魅力に磨きをかけているという様子が窺える。

盛岡の中心市街地においても、民間の活力をいかに有効に活用するか、リノベーション等による、既存の財産を活かすまちづくりをどのように進めるかを、さらに推進していく時期ではないか。そして、エリアマネジメントの考え方を導入し、エリアの個性を発揮させ、それぞれが連携するなかで、街の総合力を発信していくことも必要と感じたところであった。



## 秋田市①視察 報告

視察日：令和元年11月7日（木）10:00～11:50

視察先：秋田市役所（秋田市山王一丁目1-1）

秋田市議会事務局議事課 関課長から挨拶

同 議事課調査担当 [ ] 主査 対応

秋田市総務部財産管理活用課 [ ] 主査、[ ] 主査 から説明

視察内容：新庁舎建設事業について

秋田市：人口305,944人、世帯数135,822世帯（H31.4.1現在）

H9.4中核市移行、H17.1河辺町、雄和町と合併

説明内容：

旧庁舎 - 昭和39年建設

新庁舎整備検討

- ・昭和63年秋田市庁舎建設準備委員会設置（庁舎狭隘化解消のため）
- ・平成3年庁舎建設基金条例を設定

第二庁舎案検討（H4、H5）→新庁舎建設検討（H6～H10）→・新庁舎建設方針の見直しを表明（H11、厳しい財政事情を勘案）

現庁舎における来庁市民の利便性向上対策（H12、H13）→現庁舎の延命化対策（H13～H17）→建設の具体的検討（H20）→庁舎建設計画の再検討（H21）※市民100人会および公募により庁舎整備の方向性に関する意見を募集（66件）→庁舎整備方針の決定（H22）6月議会で市長が新庁舎建設を表明、基本構想の策定→庁舎建設設計（H23、H24）→建設工事の入札（H25）3回の入札を経て115億9,000万円で落札→建設工事（H25～H28）→準備移転（H28）→旧庁舎解体（H27～H29）

事業費

庁舎建設事業費	財源内容
本体工事・関連工事 約137億円	社会資本整備総合交付金 約4億円
備品・移転費用等 約9億円	庁舎建設基金（H3～積立）約81億円
	合併特例債（H17 2町と）約53億円
	一般財源 約8億円
計 約146億円	計 約146億円

新庁舎5つのコンセプト

- 1 市民に親しまれ、市民サービスの向上を表現する、人にやさしい庁舎  
⇒①1,2階に窓口を集約、利便性の向上を目指す。②外部にあった農林部、環境部を集約した。③市民が利用する貸出施設、子育て交流ひろばなど

2 防災拠点施設となる、安全・安心な庁舎

⇒①災害対策本部機能（大型モニター、専用通信機器類を設置した災害対策本部室、非常用食料等の備蓄）②避難所機能

3 環境共生へ取り組む、地球にやさしい庁舎

⇒①6階までの吹抜け空間を利用した自然採光、②太陽光や地中熱など再生可能エネルギーの活用

4 秋田の地域性を生かし、周辺環境と調和した庁舎

⇒秋田杉の活用

5 今ある資産を活用し、長く使い続けられる庁舎

主な質疑

Q 新庁舎移転に伴う土地代はかかっているか

A 秋田市の土地であり、土地代はかかっている

Q 基金について、平成3年から積み立てをしているが年間4億円程度か

A その年によって異なることもあったが、約20年で81億円である

Q 合併特例債53億活用しているが、新庁舎建設に対し1/6の費用が使われることに議会の反対は無かったか

A 庁舎建設に先立ち、秋田市7地域にサービスセンター化することにし、特例債が活用された。その延長として市民が集う場の一つとして新庁舎建設が進められ議会からの反対は無かった。

Q 太陽光発電はどの様に活用しているか

A 庁舎の一部に活用、災害時の停電に対応することとし、災害対策本部室、中央サービスセンターに優先的に使用することになっている。

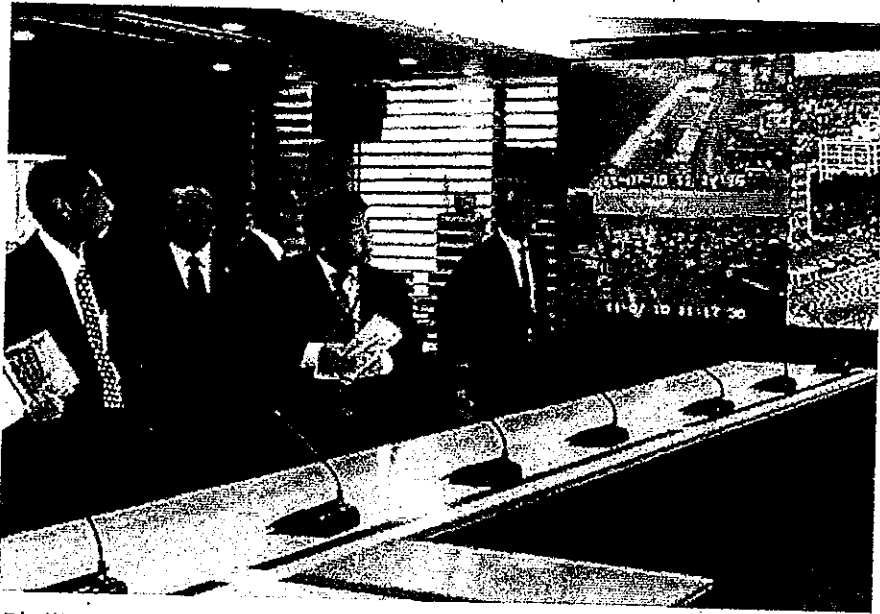
説明、質疑の後、庁舎内を見学した。

秋田市財産管理活用課担当者から説明





吹抜けの庁舎内部を見学



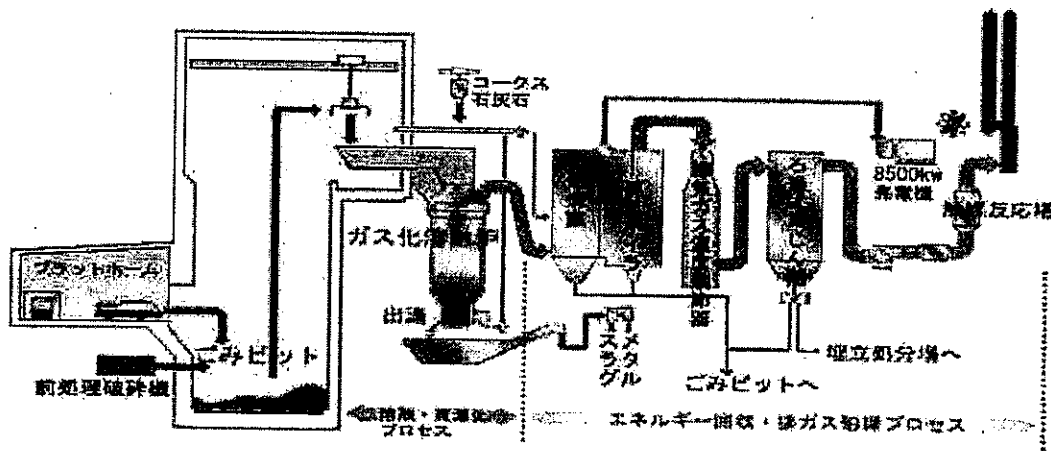
防災対策本部室





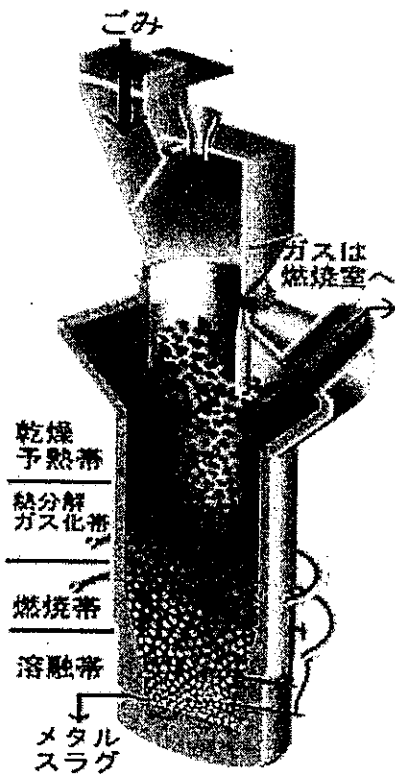


・処理の流れ



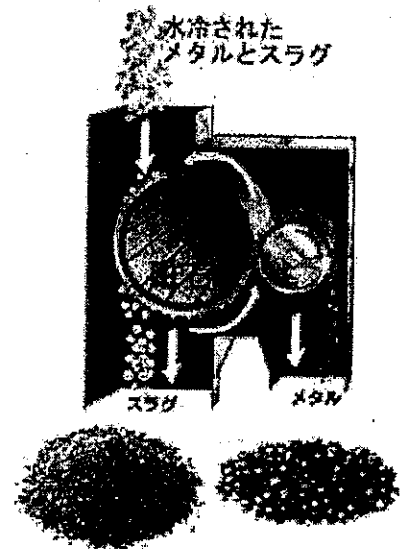
・多様なごみの一括処理

汚泥、焼却施設からの残渣等も含めて、多様なごみを安定して溶融します。炉内の各温度帯が、ごみの性状に合わせてフレキシブルに機能し、ごみ質の変動に左右されない。



溶融炉の中で 1,700~1,800 度の高い温度で溶かして処理される。

ごみは無害なスラグとメタルになり、資源として生まれ変わります。



水で冷やされて無害なスラグとメタルになり、磁選機に送られます。

磁選機によってスラグとメタルに分けられ、それぞれが資源化されます。

溶融炉から出てきたガスは、燃焼室で完全燃焼され、約 850 度~950 度のガスとなり、熱エネルギーを回収するためにボイラーに送られます。

熔融炉は全連続運転で高温状態を保つと共に、石灰石が有害成分を中和するため、ダイオキシン類が元来発生しにくいシステムとなっている。さらに後段の独立型燃焼室での最適な燃焼制御や、ろ過式集じん器、触媒反応塔の設置など万全の環境対策を行っている。

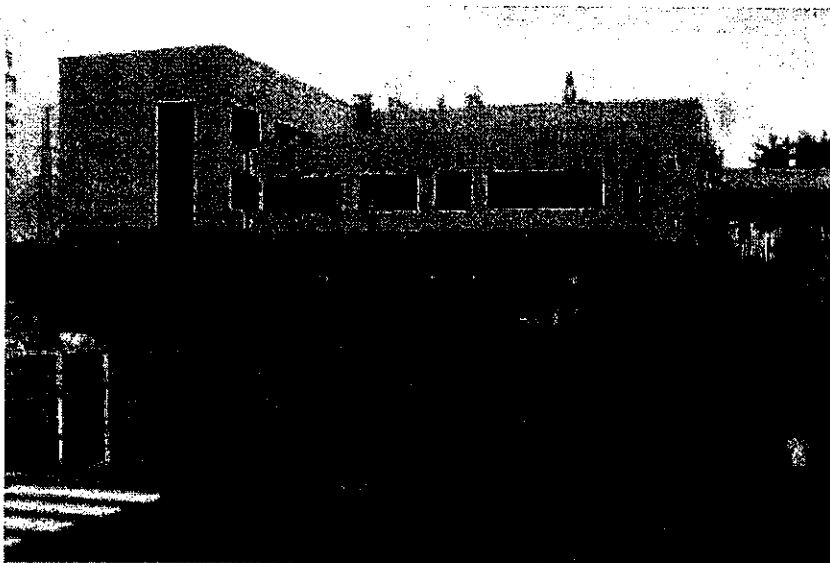
燃焼室から送られた高温ガスの熱エネルギーはボイラーで回収され、高温高圧の蒸気を作り、タービン発電機に送られる。

ボイラーから送られた蒸気でタービンを回転させ発電する。

排ガスの中に消石灰を混ぜて硫黄酸化物 (SOx) と塩化水素 (HCl) を無害化し、フィルターを通すことによりばいじんと一緒に取り除きます。

排ガスの中にアンモニアガスを混ぜて、触媒層を通すことによって窒素酸化物 (NOx) を無害な窒素と水に分解する。ダイオキシンもここで分解される。

### ○リサイクルプラザ



#### 見学箇所

- ・展示ホール (ペットボトルコーナー)
- ・展示ホール (古紙コーナー)
- ・展示ホール (びんコーナー)
- ・展示ホール (缶コーナー)

秋田市から分別収集された空きびん、空き缶、ペットボトル、使用済み筒型乾電池を種別別に再資源化するための中間処理施設である。

#### ・処理能力

びん処理設備 : 5時間につき 36 トン

缶・乾電池処理設備 : 5時間につき 28 トン

ペットボトル処理設備 : 5時間につき 10 トン

#### (4) 質 疑

Q 団地と本施設との建設時期はどうであったか

A 古くから本地区はゴミの埋め立て地があったり焼却炉があった。団地は、ずっとあとから建設されたので、新住民の苦情みたいなものはない。

Q コークスはどこから購入しているのか

A 現在は中国で、入札により購入している。

Q ランニングコスト高くはないか

A ストーカ炉に比べ若干高いが最終処分場がストーカ炉に比べ5倍くらい延命化されるので、トータルコストは安くなる。

Q 地元とはうまくいってるか

A 特に問題はない。

Q 3Rはうまくいっているのか

A リサイクルセンター中心に進めている。また、市民センターに家電回収箱を置いて啓蒙を図ったりしている。

Q 地域還元施設はあるのか

A 健康センターを建設したが、利用者が少なく取り壊した。

#### (5) まとめ

秋田市環境総合センターは、新興住宅に隣接しているが後発の団地なので特に苦情らしいものはないようである。また、地元会長も地元の数十人もリサイクルセンターで働いておりそのあたりもうまく回っているように感じた。

処理方式が熔融炉であるので、燃えるゴミの分別が徹底されていなくても最終的にメタルとスラグとほんの少しの焼却残渣の3種類となり、ほとんどが資源として利用される。また、最終処分場にいく残渣も少ないので、最終処分場も長期間の使用が可能となっている。

建設費用とランニングコストの合計が、他処理方式施設とほぼ同費用であれば、資源化率と最終処分場の使用可能年数を考えると、かなり有利な処理方式と思われた。現在、盛岡のクリーンセンターはストーカ方式なので、更新にあたっては十分な比較検討を求めていく必要を感じた。



## 盛友会 会派視察 日程表 (R1.11.5~7)

【11月5日 (火)】

盛岡市役所 (8:00) — (貸切バス 120km) — (9:45) 湯沢市役所

湯沢市様視察(10:00~12:00)

〒012-8501 秋田県湯沢市佐竹町1番1号 電話番号:0183-73-2168

- ・ゆざわ発新しい働き方推進事業について
- ・温泉熱や地熱温水の利活用事業について

(昼食:湯沢市内)

湯沢市内 (13:00) — (貸切バス 125km) — (15:30) ホテル  
《宿泊》 コンフォートホテル山形 〒990-0039 山形市香澄町1-3-12 TEL:023-615-4122

【11月6日 (水)】

ホテル (10:20) — (貸切バス 1.5km) — (10:25) 山形市「gura」

山形市様視察(10:30~11:30)

〒990-8540 山形市旅籠町2丁目1番41号 gura (ぐら) TEL:023-674-0943

(議会議務局) 〒990-8540 山形市旅籠町2丁目3番25号 TEL:023-642-8404

- ・旅籠町にぎわい拠点「gura」について(現地視察)

(視察後施設内のレストランで昼食)

山形市「gura」 (12:30) — (貸切バス 210km) — (16:00) ホテル  
《宿泊》 ダイワロイネットホテル秋田 〒010-0921 秋田市大町2-2-41 TEL:018-883-0500

【11月7日 (木)】

ホテル (9:50) — (貸切バス 1.5km) — (9:55) 秋田市役所

秋田市様視察①(10:00~12:00)

〒010-8560 秋田市山王1丁目1番1号 秋田市役所本庁舎5階 電話番号:018-888-5784

- ・新庁舎建設事業について

(昼食:秋田市内)

秋田市様視察②(13:30~15:30)

〒019-2614 秋田市河辺豊成字虚空蔵大台滝1-1 電話番号:018-839-4816

- ・秋田市総合環境センターについて(現地視察)

秋田市総合環境センター (15:35) — (貸切バス 105km) — (17:30) 盛岡市役所

政務活動費支出簿

使途項目	研修費
------	-----

支出年月日	支出金額	摘 要	備 考
R1. 11. 15	10,000 円	市政調査会拠出金	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合 計	10,000 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	研修費	支出日	R1.11.15
------	-----	-----	----------

支払証拠書類の額面金額	10,000 円
支払按分率 (※按分が必要な場合)	
政務活動費支出金額	10,000 円
【支払概要】	R1.11.15 市政調査会
市政調査会拠出金	

領収書等添付欄	◇ 別紙に添付
---------	---------

14

**領 収 書**


工 藤 健 一 様

一金 10,000円 也

令和元年度市政調査会拠出金として、上記のとおり受領しました。

令和1年11月15日

盛岡市市政調査会 会長 天 沼 久 純



政務活動費支出簿

使途項目	広報費
------	-----

支出年月日	支出金額	摘要	備考
R1. 8. 6	134,775 円	議会報告書作成	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	134,775 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	R1.8.6
------	-----	-----	--------

支払証拠書類の額面金額	134,775 円
支払按分率 (※按分が必要な場合)	
政務活動費支出金額	134,775 円
【支払概要】 議会報告書作成	

領収書等添付欄	◇ 別紙に添付
---------	---------

領収書

008616



工藤 健一 様



¥ 134,775 \*

但 議会報告書 8,000部 代として  
上記の金額正に領収しました。

内消費税等	9.983 円
金種	現金
	小切手
	振込
	手形
	相殺

令和元年 8 月 8 日

盛岡・東京・仙台・大田・青森・北上・秋田  
 川口印刷工業株式会社  
 〒020-0841 盛岡市羽場10地割1番地2 Tel.019-632-2211(代)



※扱者印なきものは無効といたします。





# 工藤健一 議会報告

発行所：工藤健一事務所 発行月：令和元年7月

が増加傾向であったことや人口増加に伴い、施設更新の際には新たな場所にも別途建設することなどの意見が出されたことから盛り込んだものである。

## 29.4.15 市議会だより No.203

### 冬の歩道の安全対策

**問** 冬の歩道などでは、積雪が踏み固められることなどにより路面が凍結し、転倒の恐れがある箇所がある。融雪剤の散布が有効と考えるが、対応状況は。

**答** 除雪の委託業者に対し、歩道除雪時に局所的に凍結しやすい区間へ融雪剤散布を行うよう指導するとともに、地域へ協力を依頼している。また、凍結が著しい箇所は直営作業などで対応している。

### 学習指導要領改正への対応

**問** 学習指導要領の改正案では、小学校3、4年生の外国語活動の実施などが示されており、授業時間の確保や教員の研修に対応するためには教員数の大幅な不足が考えられるが、所見は。

**答** 改正される学習指導要領の円滑な実施や子ども一人一人に応じた教育の充実のため、教員定数の増員は重要と考える。機会を捉え、国や県に対して要望していく。

## 29.7.15 市議会だより No.204

### 市民協働活動と町内会活動

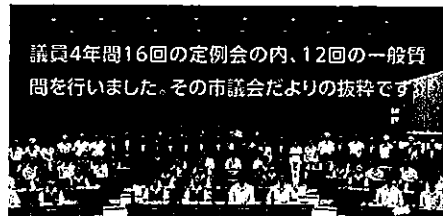
**問** 地域づくり事業補助金の活用にあたって新たな事務が加わり、役員の負担が増えている。事業の趣旨と、地域での市職員や市民協働推進アドバイザーの関わり方は。

**答** 事業の趣旨は、既存事業と分けた上で地域の意見を広く取り入れ、将来のまちづくりに生かしていくことである。市職員やアドバイザーが地域の会合に参加し、相談に乗るなど支援を続けていく。

### ごみ処理施設整備計画

**問** 県央ブロックごみ処理施設建設候補地が4カ所選定されたが、最終的な候補地1カ所を決定するためには住民との合意が必須である。地域住民の意思の確認方法は。

**答** 候補地選定の経緯や、覚書の取り扱いを含めて、各地域において丁寧な説明を行う必要があると考えている。説明会の中で多くの意見を聞きながら、合意形成を図っていく。



## 27.11.15 市議会だより No.197

### 市民と行政の協働による除雪を

**問** 地域に積雪検測モニターを配置するなど、市民と行政の協働による除雪に取り組んでは。

**答** 業者が独自に観測を行っているが、地域によっては観測が行き届かない部分もある。地域住民からの情報は出勤判断に有効であることから、今後配置を検討していく。また、町内会への除雪出勤情報のメール送信などにより、地域と連携した除雪に努める。

### 自主防災隊の活動の活性化

**問** 若手大学で実施している、地域防災活動を牽引するリーダーの育成プログラムを自主防災隊に紹介することが、活動の活性化につながると考えるが、所見は。

**答** 育成プログラムは、防災に関する多くの知識が得られる内容であり、防災活動の企画・実践力が養われ、自主防災隊にとっても役立つ講習となっていることから、今後開講される際に紹介していく。



## 28.4.15 市議会だより No.199

### 松園地区ののり面の立木

**問** 日照の障害などの弊害をもたらしている松園地区ののり面の立木を伐採して用材として売却し、新たに植えかえをしては。

**答** 倒木の危険がある立木などは産業廃棄物として処理しているが、売却は受け入れ先などを調査しながら検討する。植えかえは考えていないが、のり面の環境美化は地元の意見を踏まえ、支援を検討する。

### 少子化対策に取り組む企業の奨励

**答** 人口減少の進行により、労働人口が減少

し、経済活動に支障を来すことが懸念される。少子化対策に取り組む企業をふやすことが必要と考えるが、市の施策は。

**答** 市営建設工事の入札時に、地域貢献活動などに取り組む企業の参加機会の拡大を図っているが、今後は少子化対策などに取り組む企業に対し、市独自の表彰制度の導入などを検討していく。

## 28.7.15 市議会だより No.200

### 防犯カメラによる犯罪防止

**問** 市民の安全安心の確保策として、現在の市民ボランティアによる犯罪防止活動に加え、曲がり角や空き店舗などへの防犯カメラの設置が有効と考えるが、所見は。

**答** 市は、数カ所の地下道などへ防犯カメラを設置しており、一定の犯罪抑止効果があると認識している。プライバシー保護の観点から、録画された画像の管理方法に十分配慮する必要がある。

### 松園ゾーンバスに地域の声を

**問** 松園地区ゾーンバスの時刻表や運行ルートが変更されたが、地域では、事前の説明が不十分だという意見がある。今後、バス事業者が実施するアンケート調査が利用者の立場に立ったものとなるよう、市が関わる考えはあるか。

**答** アンケートの内容は市でも確認したいと考えており、バス事業者に対して地域の声をできる限り聴くよう、意見を述べていく。

## 29.1.15 市議会だより No.202

### ILC誘致における市の役割

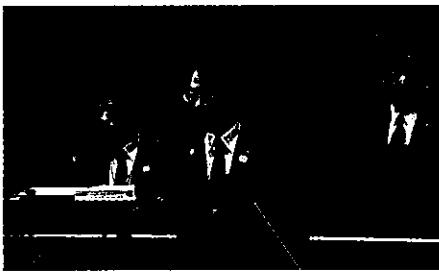
**問** 28年12月に、リニアコライダーに関する国際会議が開催され、本市の魅力を世界の研究者に発信する絶好の機会となった。国際リニアコライダー(ILC)誘致が実現した場合の本市の位置付けは。

**答** ILCを核とした東北の将来ビジョンでは、ILC関係の外国人への居住機能や金融などの高次生活サービス機能を提供する中域交流範囲に位置付けられている。

### クリーンセンター建設時の覚書

**問** クリーンセンター建設に当たり、平成9年に建設予定地域の住民と交わした覚書の中で、今後の施設建設は分散して整備すると明記されているが、その真意は。

**答** 締結当時は本市も含め、全国的にごみ



### 30.1.15 市議会だより No.206

#### 除雪モニター制度の有効活用

**問** 市民協働による除排雪の取り組みとして除雪モニターを30地区に配置しているが、モニターから寄せられた意見の内容と、効果的に反映させるための体制は。

**答** 交差点付近の視界確保や積雪前のマンホール補修などについて意見が寄せられた。町内会と除雪業者を交え、意見交換会を開催し、共有した意見を地域の実情に合わせ除排雪活動に生かしている。

#### ごみ処理施設の住民説明会

**問** 県央ブロックごみ処理施設整備候補地の一つである松園地域と上米内地域での2回目の住民説明会が、当初予定されていた29年10月に開催されなかった理由は。

**答** 1回目の説明会において、現グリーンセンター整備時に締結した覚書の協議を優先させるべきなどの意見があったことを踏まえ、関係町内会などと協議の進め方について調整中である。

### 30.5.1 市議会だより No.207

#### 旧ごみ焼却施設の解体

**問** 三ツ割と門にある旧ごみ焼却施設は稼働停止後も解体されず、周辺住民から早期解体の要望が出ているが、今後の方針は。

**答** 10年3月の稼働停止から約20年が経過し、経年による老朽化が進行している。施設の除却を対象とする地方債を活用し、30年度当初予算に施設の解体設計に必要な経費を計上しており、早期の解体に向けて取り組んでいく。

#### 人口減少と市街化区域の整合性

**問** 市街化区域の面積の設定は、人口を用いて算定してきたが、人口減少に伴い見直しが必要だと考える。人口減少と市街化区域の面積との整合性への見解は。

**答** 市街化区域はおおむね5年ごとに県が見直している。27年3月の見直しでは、人口減少の見通しや市街化の現況と動向を勘案して規模を定めており、人口規模との整合は図られている。

### 30.8.1 市議会だより No.208

#### スポーツを通じた元気なまちづくり

**問** 市民が地元のプロチームを応援し、誇りを感じられるよう、スポーツ少年団や町内

会を試合に招待するなど市を挙げて応援する仕組みが必要だと考えるが所見は。

**答** 施設使用料の減免やプロ仕様の備品整備などの支援をすでに行っているが、多くの市民が直接試合を観戦することが大切であり、会場へ足を運んでもらうよう試合日程などの情報提供を続ける。

#### 高齢者の移動支援

**問** 他都市では運転免許証を返納した高齢者にタクシー券を交付するなどの施策がある。本市でも高齢者を対象とした移動支援策の実施を期待するが、所見は。

**答** 公共交通が不足している自治体でのタクシー券交付は、移動手段の確保に有効だが、本市は一定程度の公共交通があり、まちなか・おでかけバスや列車でおでかけきつぱなどの事業を推進する。

### 30.11.1 市議会だより No.209

#### 介護ロボット関連企業の誘致

**問** 介護ロボットは、介護者の負担軽減に効果があり、働き方改革や今後の人口減少により需要が高まると考えるが、介護ロボット関連企業の誘致に対する所見は。

**答** 少子高齢化の進行により、介護ロボットなど医療福祉機器に関連する産業の市場は拡大が見込まれることから、介護ロボット業界の部品調達や流通経路の状況を調査し、誘致の可能性を研究する。

#### ゆびあす存続の課題

**問** 地域活性化のため、グリーンセンターの余熱利用施設であるゆびあすの存続を強く要望するが、存続に当たった課題は。また、民間への払い下げによる施設の存続を検討しては。

**答** 新しいごみ焼却施設が他地域に整備された場合、ゆびあすへの新たな熱源設備設置や、老朽化が課題である。払い下げは、施設の存続や適正管理と併せ検討する。



### 2019.5.1 市議会だより No.211

#### コミュニティーの後継者不足

**問** 団塊の世代が多く居住している松園ニュータウンは、高齢化により町内会活動の後継者不足が深刻である。市の見解と対策は。

**答** 市域全体に比べ地域活動を引き継ぐ世代

が少ない状況である。持続可能で移住したいと思えるまちづくりの推進のため、コミュニティー単位で策定している地域づくり計画による取り組みに対して支援を継続し、定住促進に努める。

#### リハビリ施設の情報提供

**問** 脳疾患などの治療後の回復期に行う集中的なリハビリは、効果が高いと聞く。リハビリ施設の情報を広く市民へ提供すべきだと考えるが、見解は。

**答** 県ホームページ内のいわて医療ネットで県内医療機関の情報を紹介している。個人の状況に応じた施設選択が重要であり、医療機関や介護事業所などの連携の取り組みに対し、支援や協力を行う。



### 2019.6.18 一括質問一部抜粋

#### 立地適正化計画の居住誘導区域とは

**問** 立地適正化計画における居住誘導区域に外れた市街化区域では、空き家が増え、人口減少がさらに進む懸念があるが、見解は。

**答** 居住誘導区域は一極集中的に人口集積を図るのではなく、緩やかな誘導を図ることから、直ちに多くの空き家が発生するなどの事態にはならないものと考えている。地域の特性を踏まえ、課題に対応し、コミュニティ等の存続を図っていく。

#### 通学路交差点の安全確保

**問** 通学路上にある交差点部において、泥はね等の原因となる窪みへの対策については、舗装面の計画的補修が必要と考えるが、所見は。

**答** ご指摘の対策については、緊急度の高いものから、維持管理計画に位置付けるのではなく、日常のパトロールによる現地の確認や通報に基づき早急な対応を図ってまいります。

意見や要望はこちらへ

正藤健一事務所

盛岡市松園2丁目7-22

TEL/FAX

019-662-0002

政務活動費支出簿

使途項目	資料購入費
------	-------

支出年月日	支出金額	摘要	備考
R1. 6. 23	993 円	「これでいいのか岩手」	
R1. 12. 30	3,400 円	新聞購読料「岩手日報12月分」	3誌購読のうち1誌計上
R2. 1. 30	3,400 円	新聞購読料「岩手日報1月分」	3誌購読のうち1誌計上
R2. 2. 28	3,400 円	新聞購読料「岩手日報2月分」	3誌購読のうち1誌計上
R2. 3. 2	29,700 円	「日本大地図」	
R2. 3. 30	3,400 円	新聞購読料「岩手日報3月分」	3誌購読のうち1誌計上
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	44,293 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R1. 6. 23
------	-------	-----	-----------

支払証拠書類の額面金額	993 円
支払按分率 (※按分が必要な場合)	
政務活動費支出金額	993 円
<b>【支払概要】</b> 「これでいいのか岩手」の購入 様々な角度から盛岡を知ることにより、議員としての資質を高めることを目指す。	

領収書等添付欄	◇ 別紙に添付
---------	---------

毎度ありがとうございます

**M's EXPO 書籍**

岩手県盛岡市みたけ3丁目36-1  
TEL: 019-648-7100

2019/06/23 18:22 R:5 担:35

お客様: [REDACTED]

文庫	外税	920
97848963785041920195009208		1
-----		
小計		920
消費税等		73
-----		
<b>合計</b>		<b>993</b>
-----		
現金		1,000
お釣り		7
-----		

\*\*\*\*\* ポイント情報 \*\*\*\*\*

前回ポイント	[REDACTED]	点
交換ポイント	[REDACTED]	点
今回ポイント	[REDACTED]	点
有効ポイント	[REDACTED]	点

\*\*\*\*\*

営業時間のご案内  
年中無休 9:00~24:00

地域批評シリーズ⑬

岡島慎二・鈴木ユータ編

# これでいいのか 岩手県

地域格差にあえぐ  
素朴で我慢強い岩手民



9784896378504



1920195009208

ISBN 978-4-89637-850-4

C0195 ¥920E

定価：本体920円＋税

岩手は人も歴史も「我慢」が特徴の県だ。昔から当地の支配者は中央権力に抵抗し、住民は厳しい自然に立ち向かってきた。現代においても東日本大震災では多くの県民が我慢と苦勞を強いられた。そんな苦難を岩手は忍耐と不屈の精神で乗り越えてきた。というわけで、県民は回結力が強そうに見えるが、それでもないのが岩手の不思議なところ。県土が広く山や高地ばかりの地勢もあって、昔から地域間の交流が少なかったのがその要因だが、歴史的な反目もある。北は旧南部藩領で南は旧伊達藩領。大隈の関柄ともいわれた両者の遺恨は現代にも残り続け、加えて南北の経済発展の違いで生じた格差も対立感情を助長している。本書は我慢強くコツコツ堅実な岩手県民の本質、地域間の対立感情、さらに三陸の復興の現状など、岩手を多角的に捉えながら、岩手の本当の魅力と進むべき道を探っていく。



地域格差にあえぐ  
素朴で我慢強い岩手民  
岡島慎二  
鈴木ユータ 編



●編者  
岡島慎二

1968年生まれ。茨城県出身。ギャンブル系から学術系まで何でもこなす雑食ライター・編集者。「地域批評シリーズ」の東北編では岩手県の他にも宮城県、山形県、福島県を担当。本誌の文庫化にあたり、2度目の久慈への訪問でもやはり「うに丼」を賞賛し、あらためて「しえじえい」と感動。人もあたたかだし、マジで岩手に住みたい!

鈴木ユータ

1982年生まれ。千葉県出身。全国各地を駆け巡る東北取材系フリーライター。今回の取材では震災被害の大きかった沿岸部を中心に巡る。各地で悲喜こももたぬ旅を閉く。宮古で出会った観光協会の人々の前向きな姿勢に心を打たれた。ウニとホヤのあまりの美味さに、現在お取り寄せにハマり中。

地域批評シリーズ⑫ これでもいいのか 岩手県

2010年11月25日 第1版 第1刷発行

編集者 岡島慎二  
鈴木ユータ

発行人 武内静夫

発行所 株式会社マイクマガジン社

〒104-0041 東京都中央区新富1-3-7 ヨドコビル

TEL 03-3206-1641 FAX 03-3551-1208 (販売営業部)

TEL 03-3551-8564 FAX 03-3551-0353 (編集部)

<http://mikemagazine.net/>

印刷 岩手県/岡野啓彦

刷数 100部

販売 株式会社マイクマガジン

〒104-0041 東京都中央区新富1-3-7 ヨドコビル

TEL 03-3206-1641 FAX 03-3551-1208

TEL 03-3551-8564 FAX 03-3551-0353

<http://mikemagazine.net/>

〒104-0041 東京都中央区新富1-3-7 ヨドコビル

TEL 03-3206-1641 FAX 03-3551-1208

TEL 03-3551-8564 FAX 03-3551-0353

<http://mikemagazine.net/>

〒104-0041 東京都中央区新富1-3-7 ヨドコビル

TEL 03-3206-1641 FAX 03-3551-1208

TEL 03-3551-8564 FAX 03-3551-0353

<http://mikemagazine.net/>

〒104-0041 東京都中央区新富1-3-7 ヨドコビル

TEL 03-3206-1641 FAX 03-3551-1208

TEL 03-3551-8564 FAX 03-3551-0353

<http://mikemagazine.net/>

〒104-0041 東京都中央区新富1-3-7 ヨドコビル

TEL 03-3206-1641 FAX 03-3551-1208

TEL 03-3551-8564 FAX 03-3551-0353

<http://mikemagazine.net/>

〒104-0041 東京都中央区新富1-3-7 ヨドコビル

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R1. 12. 30
------	-------	-----	------------

支払証拠書類の額面金額	3,400 円
支払按分率 (※按分が必要な場合)	
政務活動費支出金額	3,400 円
【支払概要】 「岩手日報」新聞の購読料 (12月分)	

領収書等添付欄 ◊ 別紙に添付

毎冊あつがひのり

領収証 03店015区0011.00番 No 00004

工藤 様

松園2丁目7-22

1 2 3	銘柄	部数	日数	金額
	岩手日報	1		3400*

19年12月分

合計金額(税込)

¥3,400

(10%対象 0円 税 0円)  
(8%対象 3,148円 税 252円) \*軽減対象

上記通り領収致しました。 / 年 12月 30日

(有)岩手日報北部販売所

岩手県盛岡市長田町10-30  
TEL 019-622-5536 FAX 019-622-5575



領収書

区域002 全戸0000 お問合せNo 17449

お名前 工藤 健一様

松園2丁目7-22

1年 12月分

1 2 3	銘柄	部数	金額
	読売新聞	1	3,400
合計			3,400円

◇左記の通り領収しました

領収日 / 年 / 月 / 日

事務所営業時間：平日9時～17時・土曜午前中のみ・日祝休み

読売センター盛岡緑が丘

所長 森 雄二  
盛岡市上田字東黒石野83 ☎ 0120-36-1522



※取面もあわせて内容を十分お読みください。

領収証  
工藤 健一様  
松園2-7-22  
SZ 999 N.D区 102  
46900 順読  
2956 読読  
R1年12月分

種類	金額
盛岡タイムス*	2,262
合計	2,262
合計金額(税込)	2,262

元 年 12月 30日



毎日新聞盛岡中央専売所  
有限会社 毎日夫人 若林茂雄  
盛岡市高松二丁目27-63  
TEL 6644-1310

定期購読は、軽減税率対象となりません。引続き、毎日新聞をよろしくお願致します。

※取面もあわせて内容を十分お読みください。上記の金額には消費税が含まれていません。

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R2. 1. 30
------	-------	-----	-----------

支払証拠書類の額面金額	3,400 円
支払按分率 (※按分が必要な場合)	
政務活動費支出金額	3,400 円
【支払概要】 「岩手日報」新聞の購読料 (1月分)	

領収書等添付欄 ◇ 別紙に添付

毎度「愛読ありがとうございます」をさせていただきます。

領収証 03店015区0011.00番 No 00004  
工藤 様

松園2丁目7-22

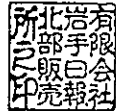
銘柄	部数	日数	金額
1 岩手日報	1		3400 *
2			
3			

20年01月分

合計金額(税込)  
¥3,400

(10%対象 0円税 0円)  
(8%対象 3,148円税 252円) \*軽減対象  
購読料の自動振替は北銀・東銀・盛信・岩銀・ゆうちょがご利用できます。  
上記通り領収致しました。2年1月30日

(有)岩手日報北部販売所  
岩手県盛岡市長田町10-30  
TEL 019-622-5536 FAX 019-622-5575



領収書

区域002 全戸0000 お問合せNo 17449

お名前 工藤 健一様  
松園2丁目7-22

02年 1月分

銘柄	部数	金額
1 読売新聞	1	3,400
2		
3		
合計		3,400円

◇左記の通り領収しました

領収日 2年1月30日  
事務所営業時間: 平日9時~17時・土曜午前中のみ・日祝休み

読売センター盛岡緑が丘  
所長 森 雄二  
盛岡市上田字東黒石野83 ☎ 0120-36-1522



※裏面もあわせて内容を十分お読みください

領収証

工藤 健一様  
松園2-7-22

SZ 999 N.D区 102  
46900 順  
2956 誌  
R2年1月分

新刊 盛岡タイムス※ ※は軽減税率8%(消費税167)	金額 2,262 2,262	部数 合計	合計金額(円) 2,262 (税込)
-----------------------------------	----------------------	----------	-----------------------

R2年2月5日



毎日新聞盛岡中央専売所  
有限会社 毎日夫人 若林 茂雄  
盛岡市 高松二丁目27-63  
TEL 664-1310

ご購読ありがとうございます。今年もどうぞ購読させていただきます。今年もどうぞ購読を宜しくお願い致します。

※裏面もあわせて内容を十分お読みください





政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R2. 2. 28
------	-------	-----	-----------

支払証拠書類の額面金額	3,400 円
支払按分率 (※按分が必要な場合)	
政務活動費支出金額	3,400 円
【支払概要】 「岩手日報」新聞の購読料 (2月分)	

領収書等添付欄 ◇ 別紙に添付

毎度「ご愛読ありがとうございます」をお願いします。

領収証 03店015区0011.00番 No 00004  
工藤 様

松園2丁目7-22

1 2 3	銘柄	部数	日数	金額
	岩手日報	1		3400 *

20年02月分

合計金額(税込)

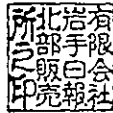
¥3,400

(10%対象 0円 税 0円)  
(8%対象 3,148円 税 252円) \*軽減対象

上記通り領収致しました。20年2月28日

(有)岩手日報北部販売所

岩手県盛岡市長田町10-30  
TEL 019-622-5536 FAX 019-622-5575



領収書

区域002 全戸0000 お問合せNo 17449

お名前 工藤 健一様

松園2丁目7-22

02年 2月分

1 2 3	銘柄	部数	金額
	読売新聞	1	3,400
合計			3,400円

◇左記の通り領収しました

領収日 20年2月26日

事務所営業時間：平日9時～17時・土曜午前中のみ・日祝休み

読売センター盛岡緑が丘

所長 森 雄二

盛岡市上田字東黒石野83 ☎ 0120-36-1522



※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

領収証  
工藤 健一様  
松園2-7-22  
SZ 999 N.D 区 100 順 読 46900 2956 R2年2月分

銘柄	金額	部数	合計金額(円)
盛岡タイムス*	2,262		2,262
合計	2,262		2,262

20年 2月 28日



毎日新聞盛岡中央専売所  
有限会社 毎日夫人 若林茂雄  
盛岡市高松二丁目27-63  
TEL 664-1310

お支払いには、便利なお座振替を。各種が利用いただけます。

この領収書は、領収書として有効です。上記の金額は、消費税を含まれています。



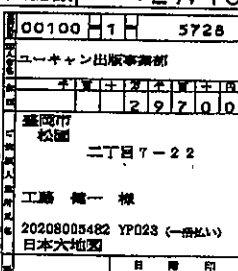
政務活動費支払伝票

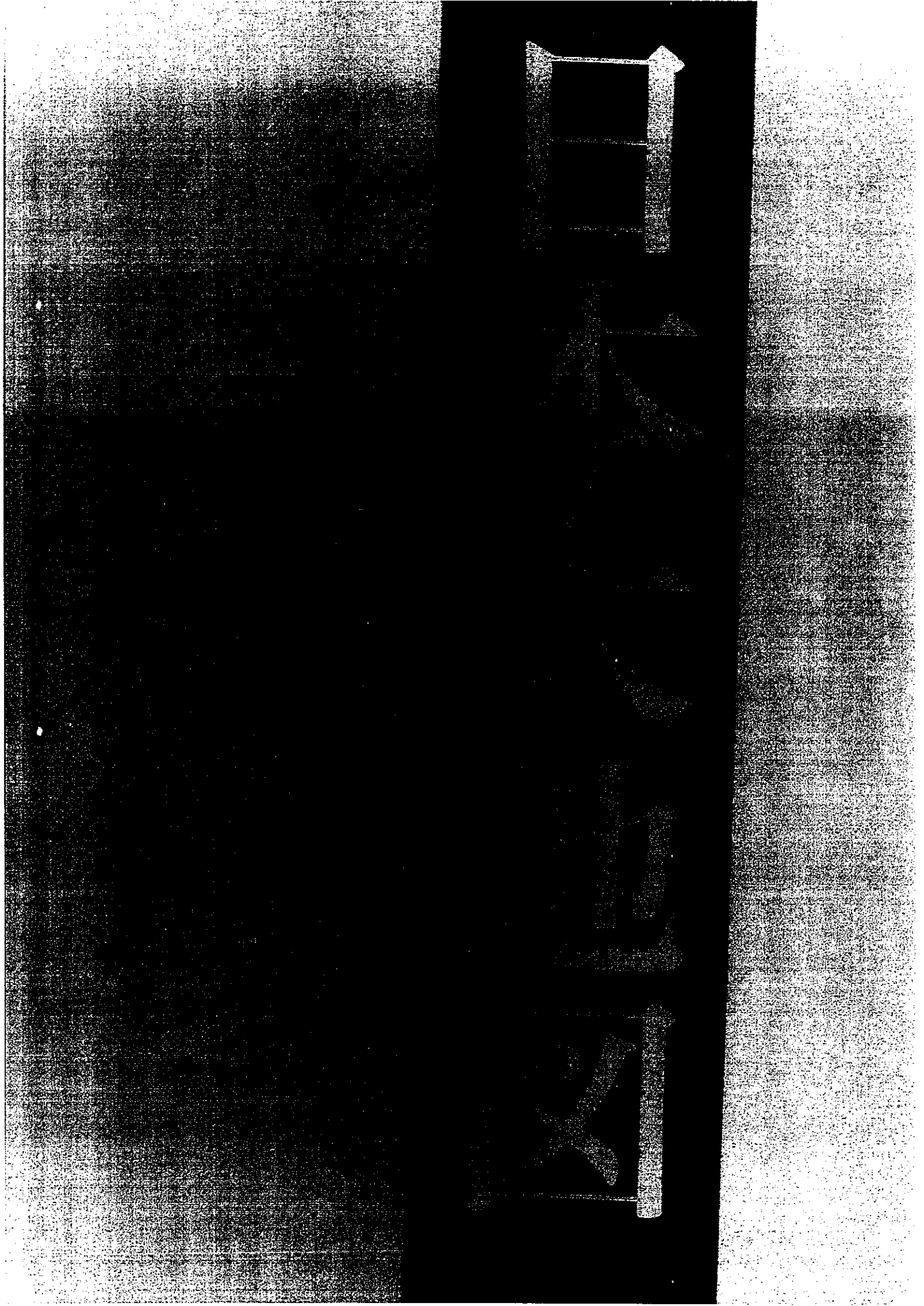
使途項目	資料購入費	支出日	R2.3.2
------	-------	-----	--------

支払証拠書類の額面金額	29,700	円
支払按分率（※按分が必要な場合）		
政務活動費支出金額	29,700	円
<p>【支払概要】</p> <p>「大日本地図」の購入</p> <p>様々な角度から盛岡を知ることにより、議員としての資質を高めることを目指す。</p>		

領収書等添付欄	◇ 別紙に添付
---------	---------

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
02-03-0283321	A93180017	
取扱店	モリオカサタウン	
払込口座	00100-1	5728
払込金額	*29,700	料金 *71
		振替受付票
ユーキャン出版事業部 〒297-0100 盛岡市 松園 二丁目7-22 工藤 健一 様 20208005482 YP023 (←印紙) 日本大地図		払込みの証拠となるものですが、大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。 (ゆうちょ銀行)
入金額	*30,001	
おつり	*230	
4月からATMの電信振替料金は、1件のご利用につき100円です。		
印紙税申告納付につき趣町税務署承認済		



（上）卷二 日本分県大地図



# 『日本大地図』上巻 日本分県大地図 二訂版

[発行者]————— 品川泰一  
[企画・発行]————— ユーキャン  
[住所]————— 〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-11

[編集・制作]————— 株式会社平凡社  
株式会社平凡社地図出版  
株式会社ランズ

[作図]————— 株式会社平凡社地図出版

[デザイン・レイアウト]—— 鴛巣デザイン事務所  
株式会社ランズ+吉永哲也

[ランドサット画像]——— 画像処理:東海大学情報技術センター(T)  
データ: NASA Goddard Space Flight C  
GDAAC MODIS Data Support  
NOAA/ NGDC ETOPO1

[印刷]————— 株式会社東京印書館

[地図用紙]————— 日本製紙株式会社

[クロス]————— ダイニック株式会社

[製本]————— 大工製本印刷株式会社

[製函]————— 永井紙器印刷株式会社

2020年2月3日発行

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の500万分の1 日  
50万分の1 地方図、20万分の1 地勢図、5万分の1地形図、2万5千分の1地形図及び1  
番号 平30情使、第1481号)

本書の市町村合併等の情報は、2019年10月10日現在のものです  
道路、建物、交通機関などは、おおむね、2019年9月頃までに入手してきた資料、データです

（中卷）日本名所大地图

上



写真・図版提供

株式会社アイノア

株式会社アフロ

株式会社アマナイメーجز

株式会社アルピナ

栗島浦村役場

第十管区海上保安本部海洋情報部

中尊寺

東武タワースカイツリー株式会社

東武鉄道株式会社

株式会社フォトオリジナル

北方領土問題対策協会

宮城県立西都原考古博物館

『日本大地図』中巻  
日本名所大地図 1

[発行者]————— 品川泰一

[企画・発行]————— ユーキャン

[住所]————— 〒151-0053 東京都渋谷区代々木

[編集・制作]————— 株式会社平凡社

株式会社平凡社地図出版

株式会社ランズ

[作図]————— 株式会社平凡社地図出版

[デザイン・レイアウト]—— 株式会社ランズ+吉永哲也

鸛巣デザイン事務所

[イラスト地図]----- 黒澤達矢

北海道地図株式会社

増田庄一郎

[地図データ協力]----- 株式会社ジェオ

[印刷]————— 株式会社東京印書館

[地図用紙]----- 日本製紙株式会社

[クロス]————— ダイニック株式会社

[製本]————— 大日製本印刷株式会社

[製函]————— 永井紙器印刷株式会社

2020年2月3日発行

この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の500万分  
50万分の1 地方図、20万分の1 地勢図、5万分の1地形図、2万5千分の1地形区  
番号 平30構使、第1481号)

本書の市町村合併等の情報は、2019年10月10日現在のものです  
道路、建物、交通機関などは、おおむね、2019年9月頃までに入手できた資料、デー  
ただし、震災などの影響で、鉄道や道路などが現在の状況と異なっている場合があ

下卷 日本名所大地图 2





写真・図版提供

株式会社アフロ

株式会社アマナイメーجز

宮内庁京都事務所

宗教法人 慈照寺

宗教法人 平等院

真島満秀写真事務所

有限会社レイルマンフォトオフィス

宗教法人 鹿苑寺

藤本一美

平凡社写真部

『日本大地図』下巻  
日本名所大地

[発行者] 品川泰  
[企画・発行] ユーキ  
[住所] 〒151-

[編集・制作] 株式会社  
株式会社  
株式会社

[作図] 株式会社  
[デザイン・レイアウト] 株式会社  
悠果デキ

[イラスト地図] 黒澤達久  
北海道  
増田庄  
株式会社

[地図データ協力] 株式会社

[印刷] 株式会社

[地図用紙] 日本製紙

[クロス] ダイニツク

[製本] 大日製イ

[製函] 永井紙器

2020年2月31日発行

この地図の作成に当たっては、国土地理院より  
50万分の1 地方図、20万分の1 地勢図、5  
番号 平30情使、第1481号)  
本書の市町村合併等の情報は、2019年10月  
道路、建物、交通機関などは、おおむね、201  
ただし、震災などの影響で、鉄道や道路など

# 日本大地図 索引

- 【上巻】日本分県大地図
- 【中巻】日本名所大地図 1
- 【下巻】日本名所大地図 2



政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R2. 3. 30
------	-------	-----	-----------

支払証拠書類の額面金額	3,400 円
支払按分率 (※按分が必要な場合)	
政務活動費支出金額	3,400 円
【支払概要】 「岩手日報」新聞の購読料 (3月分)	

領収書等添付欄 ◊ 別紙に添付

毎冊1冊ずつの領収書をお取りください。

領収証 03店 015区 0011.00番 No 00004  
工藤 様

松園2丁目7-22

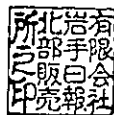
1	2	3	銘柄	部数	日数	金額
1	2	3	岩手日報	1		3400 *

20年03月分

合計金額(税込)  
¥3,400

(10%対象 0円 税 0円)  
(8%対象 3,148円 税 252円) \*軽減対象  
購読料の自動振替は北銀.東銀.盛信.岩銀.ゆうちょがご利用できます。  
上記通り領収致しました。2年3月30日

(有)岩手日報北部販売所  
岩手県盛岡市長田町10-30  
TEL 019-622-5536 FAX 019-622-5575



SZ 999 N.D区 102  
46900 順  
2956 誌  
R2年3月分

合計金額(円)  
2,262 (税込)

2年 3月 30日



毎日新聞盛岡中央専売所  
有限会社 毎日夫人 若林茂雄  
盛岡市高松二丁目27-63  
TEL 664-1310

領収書

区域002 全戸0000 お問合せNo 17449

お名前 工藤 健一様  
松園2丁目7-22

2年 3月分 ご利用可能ポイント 0

1	2	3	銘柄	部数	金額
1	2	3	読売新聞	1	3,400
合計					3,400円

◇左記の通り領収しました

領収日 2年3月30日  
事務所営業時間: 平日9時~17時・土曜午前中のみ・日祝休み

読売センター盛岡緑が丘  
所長 森 雄二  
盛岡市上田字東黒石野83 ☎0120-36-1522



※裏面もあわせて内容を十分お読みください。

領収証

工藤 健一様  
松園2-7-22

読 者 名	盛岡タイムス※
金額	2,262
部数	合計
金額	2,262
合計金額(円)	2,262 (税込)

お支払いには、便利な日  
度振替を、各々が  
ご利用いただけます。

ご購入金額には消費税が含まれています。上記の金額は消費税別です。

政務活動費支出簿

使途項目	事務所費
------	------

支出年月日	支出金額	摘要	備考
H31. 4. 8	16,000 円	事務所借り上げ料 (4月分)	
R1. 5. 7	16,000 円	事務所借り上げ料 (5月分)	
R1. 6. 6	16,000 円	事務所借り上げ料 (6月分)	
R1. 7. 8	16,000 円	事務所借り上げ料 (7月分)	
R1. 8. 6	16,000 円	事務所借り上げ料 (8月分)	
R1. 9. 6	16,000 円	事務所借り上げ料 (9月分)	
R1. 10. 7	16,000 円	事務所借り上げ料 (10月分)	
R1. 11. 6	16,000 円	事務所借り上げ料 (11月分)	
R1. 12. 6	16,000 円	事務所借り上げ料 (12月分)	
R2. 1. 6	16,000 円	事務所借り上げ料 (1月分)	
R2. 2. 6	16,000 円	事務所借り上げ料 (2月分)	
R2. 3. 6	16,000 円	事務所借り上げ料 (3月分)	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合 計	192,000 円		

©1998 ANPANMAN INC. ALL RIGHTS RESERVED



店番 口座番号



工藤 健一 様

総合口座通帳

SHINKIN BANK



ANPANMAN

©やなせたかし/フリーベル社-TMS-NTV



4

# 普通預金 (兼お借入明細)

— 印字のあるものは  
お借入残高です

年	月	日	摘要	お支払金額	お預り金額	差引残高
1						
2						
3						
4						
5						
6	D31-	4-8		32,000	トウホク77トウザンカンリ	
7						
8						
9	D	1-5-7		32,000	トウホク77トウザンカンリ	
10	D	1-6-6		32,000	トウホク77トウザンカンリ	
11	D	1-7-8		32,000	トウホク77トウザンカンリ	
12	D	1-8-5		32,000	トウホク77トウザンカンリ	
13	D	1-9-6		32,000	トウホク77トウザンカンリ	
14						
15						
16						
17	D	1-10-7		32,000	トウホク77トウザンカンリ	
18						
19						
20	D	1-11-5		32,000	トウホク77トウザンカンリ	
21	D	1-12-5		32,000	トウホク77トウザンカンリ	
22	D	2-1-5		32,000	トウホク77トウザンカンリ	
23	D	2-2-5		32,000	トウホク77トウザンカンリ	
24	D	2-3-6		32,000	トウホク77トウザンカンリ	

4

※ 記名振付は入金時、口座開設(地籍)と併せて  
 印字のあるものはお借入残高です  
 ※ 印字のないものはお借入残高です  
 ※ 印字のあるものはお借入残高です  
 ※ 印字のないものはお借入残高です

# 建物賃貸借契約書

契約日 平成28年07月31日

賃貸人 ■■■■

賃借人 工藤 健 一

# 事務所賃貸借契約書

## 物件の表示

名称	■■■■貸事務所		
所在	020-0107 盛岡市松園二丁目24番5号		
種類	事務所	間取タイプ	ワンルーム
面積	19.94㎡	構造	鉄骨造2階建の1階部分

上記物件を賃貸人、賃借人、が、次の条項により賃貸借契約を締結した。

### (使用目的)

第1条 賃貸人は本物件を「事務所」の目的で賃借人に賃貸し、賃借人はその目的以外に使用しないことを約し、入居申込書及びその他の必要書類を添付のうえ賃借した。

### (賃貸借期間)

第2条 賃貸借期間は、平成28年8月1日から平成30年7月31日までの2年間とする。  
但し、期間満了時に甲及び乙から契約終了の申し出がない時は、同一条件で2年間更新する事とし、以後も同様とする。

### (賃貸料)

第3条 賃借人は、本物件を賃貸料月額32,000円にて借り受け、毎月6日(6日が休日の場合は金融機関の翌営業日)に下記口座より口座振替の方法で支払うものとする。

\*振替指定口座          銀行          支店          普通預金          名義人

2 本契約の賃料が物価、公租公課、地価の変動あるいは近隣の賃料に比較して不相当となったときは、当事者協議のうえこれを改定することができる。

### (負担の帰属)

第4条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。  
2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

### (修繕)

第5条 賃貸人は、賃借人が本物件を使用するために必要な修繕を行う。なお、入居期間中に行う次の各号に掲げるものの修繕は賃借人の負担とする。  
(1) 蛍光灯、ヒューズ、給水栓・排水栓の取り替え。  
(2) その他費用が軽微な修繕。

### (反社会的勢力ではないことの確約)

第6条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。  
1 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条2号に規定する暴力団、総会屋若しくはこれらに準ずる者又は構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと。  
2 甲または乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する役員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと。  
3 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。  
4 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。  
ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為。  
イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為。



**(禁止又は制限される行為)**

第7条 賃借人は、本契約の第1条に記載の使用目的を変更してはならない。

- 2 賃借人は、賃貸人の承諾なく、次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 本契約に基づく一切の権利を第三者に譲渡、転貸、使用貸借及び担保に供すること。
  - (2) 賃借人以外の名義を表示すること。
  - (3) 本物件の増築、改築、移転、改造、模様替え及び、敷地内に工作物を設置すること。
  - (4) 鍵（シリンダー錠を含む）の追加設置、交換をすること。
- 3 賃借人は、本物件において次の各号に掲げる行為をしてはならない。
  - (1) 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品を製造又は保管すること。
  - (2) 排水管を腐蝕させる恐れのある液体を流すこと。
  - (3) 大音量でテレビ、ステレオ、カラオケ、ピアノ等の操作、演奏を行うこと。
  - (4) 悪臭の発生など衛生上有害となる行為。
  - (5) 近隣の迷惑となり、共同生活を乱す行為。
  - (6) 公序良俗に反する行為。
  - (7) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。

**(賃借人の管理義務・費用負担)**

第8条 賃借人は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 トイレ、浴室、台所、上下水道等の故障について、賃借人の使用方法に原因があるときは、賃借人の費用負担にて修理をしなければならない。但し、水漏れ、結露のように第一次的には、賃貸人の責任によるものであっても、賃借人が通常の使用方法を逸脱した場合や、賃貸人に対する通知義務を怠る等して損害が拡大した場合は、その損害につき、割合に応じた費用を賃借人は負担しなければならない。
- 3 水道凍結による故障は、賃借人の費用負担にて修理をしなければならない。
- 4 賃貸人は、賃借人に、本物件の引き渡しと同時に、入居に必要な鍵を貸与する。これらの鍵は善良なる管理責任をもって保管かつ使用し、万一紛失又は破損した場合は、直ちに賃貸人に連絡のうえ、賃貸人が新たに設置した鍵の交付を受けるものとし、新たな鍵（シリンダー錠を含む）の設置費用は賃借人の負担とする。賃借人は、本物件の明け渡しの際、貸与を受けた鍵（複製した鍵があればその全部）を賃貸人に返還しなければならない。
- 5 電気・ガス・水道・その他の専用設備に係る使用料金は、賃借人の負担とする。
- 6 衛生・防火・防犯・町内会等に関して、世帯主として負担すべき費用等は、賃借人の負担とする。
- 7 賃借人は、自らの家財を守ると共に賃貸人に対する賠償責任が生じた時のために日本共済の家財保険に加入するものとする。

**(契約の解除、消滅)**

第9条 賃貸人は、賃借人が本契約の各条項に違反したとき又は、次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて催告の上、本契約を解除し、又は本契約の更新を拒絶することができる。

- (1) 入居申込書の内容について虚偽の事実が認められたとき。
- (2) 賃料等を2か月分以上滞納したとき。
- 2 賃借人は、前項の規定により、賃貸人が本契約を解除したときは直ちに、また、本契約の更新を拒絶したときは本契約の期間終了の日までに本物件から退去し、本物件を賃貸人に返還しなければならない。
- 3 天災、地変、火災等により本物件が通常のに供する事ができなくなったとき、又は、都市計画等により、本物件が収用又は使用を制限され、賃貸借契約を継続することができなくなったときは、本契約は当然消滅する。

**(解約予告)**

第10条 賃貸人が、正当な理由により賃貸借期間内に本契約の解約を申し入れたときは、6か月後に賃貸借契約が終了し、賃借人は賃貸人に本物件を明け渡すものとする。

- 2 賃借人は、本契約を解約しようとするときは、明け渡し期日の1か月前までにその旨を賃貸人に文書で通知しなければならない。

- 3 賃借人は、1か月前までに解約の予告をしなかったときは、賃貸人に対してその予告遅滞の日数分賃料相当額の違約金を支払うことにより、即時本契約を解約することができる。

(明け渡し)

- 第11条 賃借人は、本契約が終了する日までに（第13条の規定に基づき本契約が解除されたときは直ちに本物件を明け渡さなければならない。この場合において、賃借人は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。
- 2 賃借人は、本物件の明け渡しをするときは、明け渡し日とその10日前までに賃貸人に通知し、立会日時を協議しなければならない。ただし、賃借人の債務不履行による解除により直ちに明け渡す場合を除く。
- 3 賃借人は、明け渡し時には、必ず残置物を全て処理し、室内の清掃を済ませ、公共料金の精算を済ませたうえで鍵を引き渡すものとする。ただし、賃借人の都合で遵守できないときは、賃借人の同意を得て、賃借人の費用負担で賃貸人が残置物の処理、室内清掃等を行う事ができる。
- 4 賃借人は、本契約が解除、解約、消滅等により終了し、明け渡すときは、賃貸人に対して移転料、立ち退き料、損害賠償、その他一切の請求をしないものとする。
- 5 賃借人が明け渡しを遅延したときは、賃借人は、賃貸人に対して、賃貸借契約が解除された日又は、消滅した日の翌日から明け渡し完了の日までの間、賃料の倍額に相当する金員及びその他の損害金を支払わなければならない。

(原状回復義務)

- 第12条 賃借人は、賃借人の責めに帰すべき理由で本物件を汚損、毀損、滅失又はその他の損害を生じさせたとき、又は賃貸人に無断で本物件の原状を変更したときは、直ちに、これを原状に回復しなければならない。

(立ち入り)

- 第13条 賃貸人又は賃貸人の指定する者は、本物件の防火、構造の保全、その他管理上特に必要があるときは、あらかじめ賃借人の承諾を得て、本物件内に立ち入り点検し、必要な処置を講ずることができる。
- 2 賃貸人又は賃貸人の指定する者は、火災、その他緊急の必要がある場合は、あらかじめ賃借人の承諾を得ることなく、本物件に立ち入り点検し、必要な処置を講ずることができる。この場合において、賃借人の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後、その旨を賃借人に通知しなければならない。

(賃借人の通知義務)

- 第14条 次の各号のいずれかに該当するとき、賃借人又は、連帯保証人は直ちに賃貸人に通知しなければならない。
- (1) 賃借人又は連帯保証人が住所、氏名、勤務先、電話番号等を変更したとき。
  - (2) 賃借人又は連帯保証人が死亡したとき。
  - (3) 賃借人又は連帯保証人が被後見人、被保佐人、被補助人の登記をされたとき及び破産宣告並びに民事再生法の適用を受けたとき。
  - (4) 本物件が天災事変その他賃借人の責めに帰さない事由により、修繕を要する箇所が生じたとき。

(連帯保証人)

- 第16条 連帯保証人は、XXXXXXXXXXと「賃貸保証委託契約」を締結した保証内容に基づき、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。

(免責)

- 第17条 地震、火災、風水害等その他不可抗力と認められる自己、又は甲若しくは乙の責めによらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲若しくは乙の損害について甲又は乙は互いにその責めを負わないものとする。

(管轄裁判所)

第18条 本契約につき、万一訴訟等が生じたときは、本物件の所在を管轄する裁判所を第一審の裁判所とすることについて、賃貸人、賃借人及び連帯保証人は合意した。

(協議及び権利義務の遵守)

第19条 賃貸人、賃借人は、信義誠実の原則にのっとり、本契約を遵守し、本契約書に定めのない事項については、関係法令並びに慣習に従い協議のうえ解決するものとする。

本契約の成立を証するために、本契約書2通を作成し、賃貸人、賃借人が記名押印し、各巻通を所持する。

平成28年7月30日

賃貸人 住所 [Redacted]  
氏名 [Redacted]

賃借人 住所 盛岡市松園二丁目7番22号  
氏名 工藤 健一 印

媒介宅地建物取引業者

免許番号 岩手県知事(3)第2148号  
住所 盛岡市松園三丁目18番41  
商号 (有)東北不動産管理サービス  
代表者氏名 代表取締役 八幡 義宣 印  
登録番号 岩手第001264号  
氏名 八幡 義宣 印

免許番号 岩手県知事(2)第2370号  
住所 盛岡市高松二丁目3番5号  
商号 (株)あすなる不動産  
代表者氏名 代表取締役 松田 政樹 印  
登録番号 岩手第003980号  
氏名 松田 政樹 印